

理事役務の件

(役務任期)

理事および理事長	2年×5期=10年間
医療安全高等教育院の院長	4年×2期=8年間
国際研究所の所長	4年×2期=8年間

(研究所所長および教員院院長の義務)

両名とも会期開始の4月に業績報告提出を義務がある。

それを理事会で査定し、場合によっては役員交代を決議できるものとする。

院長報告書: 新規入学生数、MSPO 主催の教育研修会参加費年間合計

所長報告書: 年間の獲得研究費実績と研究成果